

市街地の取組 2 持続可能な都市構造の形成 ★面点

(立地適正化計画の策定)

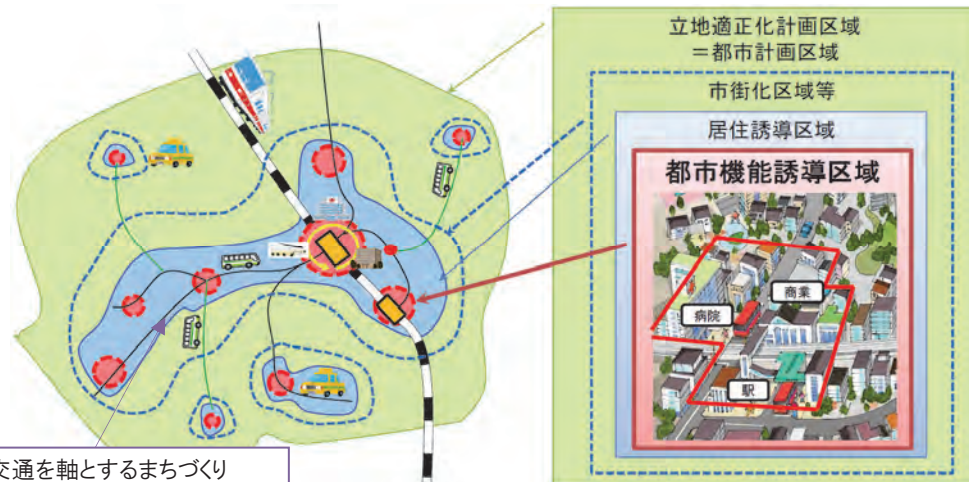
- 快適で充実した都市(生活)空間を形成し、各拠点が相互に連携した持続可能な都市構造の形成に向けて、立地適正化計画の策定や空き家対策などに取り組みます。
- 立地適正化計画の策定にあたっては、事業者、市民の意見を聞く場を設けるとともに、医療・福祉、産業、公共交通、農業、観光、防災など市内の各分野と連携を図り進めます。
- 検討にあたっては、居住や都市の生活を支える機能の誘導に加え、利用状況や地域の実情にあわせ効率化を図り、土地利用と地域交通の再編により連携しながら進めます。

立地適正化計画の策定

立地適正化計画とは都市全域を見渡した中で、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能*の誘導のための区域設定や誘導する機能を定めるなど、居住に関連する施設の立地の適正化に関する計画です。(都市再生特別措置法第 81 条の規定に基づく住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画)

立地適正化計画には、**目指すべき将来の都市像**を示し、**区域**のほか、**以下の事項を記載**。

- ① **居住誘導区域**(人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域)
- ② **都市機能誘導区域**(医療・福祉・商業等の都市機能*を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域)



◆公共交通を軸とするまちづくり(公共交通については、具体的には上越市総合公共交通計画で検討)

立地適正化計画のイメージ

出典:国土交通省ホームページ

市街地における居住環境向上

- ・市街地における居住や都市の生活を支える機能の誘導を促進するため、立地適正化計画の策定・推進などにより、低未利用地*の活用などに取り組みます。
- ・また、上記に加えて、空きビル・空き家等の既存ストック*の有効活用、市民の生活環境保全に向けた空き家対策などに取り組みます。

田園地域、中山間地域における居住環境向上

- ・中山間地域における居住環境の向上を促進するため、関係施策と連携し、小さな拠点づくりやコミュニティバス*などの交通手段の確保、生活サービスや地域活動の場の確保などに取り組みます。
- ・また、上記に加えて、空き施設の利活用、市民の生活環境保全に向けた空き家対策などに取り組みます。

田園地域の取組 4 生活の利便性向上

点

中山間地域の取組 3 生活の利便性向上

(小さな拠点の検討)

- 担い手の育成や集落間の連携を図るため、地域ニーズを踏まえ、農林・地域振興分野など関係施策との連携により、生活の利便性向上に取り組みます。
- 田園地域、中山間地域における生活の利便性向上や集落コミュニティの維持・活性化を図るため、空き施設などの活用を図ることにより、歩いて動ける範囲での商店、診療所などの生活サービスや地域活動の場の確保、複数の集落と中心的なエリアをコミュニティバス*で結ぶなどの支援を検討します。

小さな拠点の検討

小学校区など、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、商店、診療所などの生活サービスや地域活動の場を歩いて動ける範囲でつなぎ、地域運営の仕組みを作ろうとする取組で、国土交通省国土政策局設置の検討会等において、先進事例の調査・研究が行われています。

さらに、この「小さな拠点」と各集落とコミュニティバス*などで結ぶことで人々が集い、交流する機会をを広げ、高齢者なども安心して暮らし続けられる生活圏=「ふるさと集落生活圏」を形成することで、地域での暮らしを総合的に支えることができます。

「小さな拠点」とは、人口が減少しても人々の生活が守られ、地域に住み続けられることを目指す取組です。

小さな拠点の事例(上越市安塚区)



安塚区コミュニティプラザでは、高齢者支援や集落活動支援、交流・文化活動支援、子育て支援、福祉有償運送など、多彩な生活サービスを展開しています。

出典:国土交通省国土政策局 集落地域の大きな安心と希望をつなぐ「小さな拠点」づくりガイドブック(本編)(H25.3)



小さな拠点のイメージ

出典:国土交通省国土政策局【実践編】「小さな拠点」づくりガイドブック(概要)(H27.3)

上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例(平成 27 年度施行)

目的 市民の生活環境を保全し、もって魅力あるまちづくりの推進に寄与すること

対策 空き家等の 適切な管理 活用促進

条例に基づき、学識経験者、市民などで構成する協議会の意見を聞きながら「空き家等対策計画」を検討し、市民の生活環境向上に向けて空き家対策に取り組みます。

市街地の取組 3 都市施設の決定・変更 ★ 点 線
(都市計画道路の見直し)

- 限られた財源の中で効果的・効率的なまちづくりを進めるため、既存ストック*の活用の可能性、事業の緊急性・必要性を見極め、投資効果、波及効果などを検証し、都市施設*の見直しを行い、計画・決定を行います。
- 長期にわたって未着手となっている都市計画道路*は、その必要性や事業実現性を踏まえて、見直しを検討します。
- 検討にあたっては、交通機能の代替性や事業の実現可能性などの検証を行い、住民の合意形成などを踏まえて、慎重に進めます。

上越市の都市計画道路

都市計画道路とは、都市における道路のうち、都市計画決定したものです。
上越市の都市計画道路*の整備率は全体で46.8%(H27.1.31時点)で、30年以上前に計画され、時代の変化によって必要性が変化している路線もあり、未着手となっている都市計画道路*が多くあります。

都市計画道路の見直しを行いました

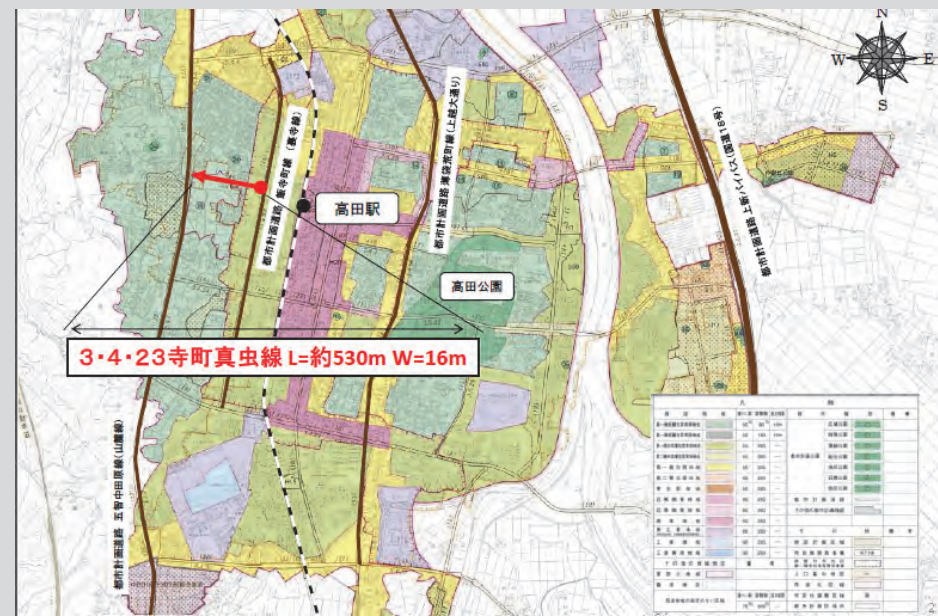
都市計画道路 3.4.23 寺町真虫線 (平成 26 年廃止)

- 交通機能、事業可能性の検証及び住民の合意形成を踏まえ、都市計画道路*を廃止しました。
- 見直し対象路線は次のような観点から選定します。
・長期未着手路線である
・代替路線が存在する など



見直しの進め方

- 見直し路線の選定など
- 見直し路線の現況調査・整理
- 見直し検討路線ネットワーク検証
- 見直し路線案の決定
- 地元説明会
- 地権者同意
- 法手続き



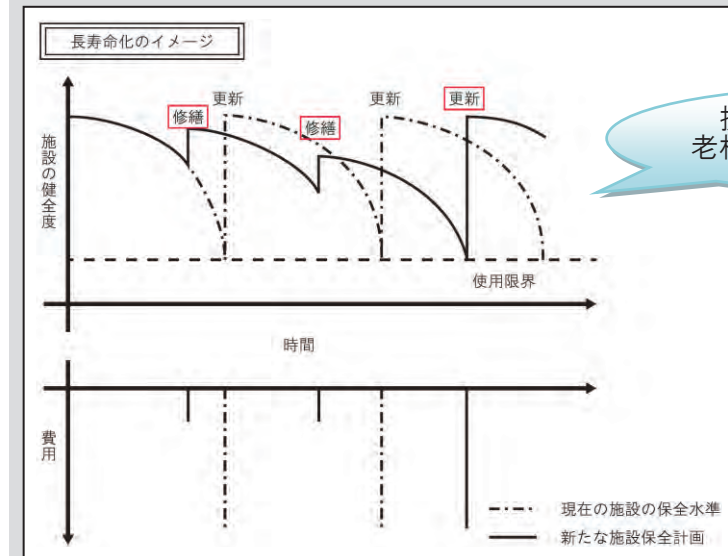
都市公園施設の長寿命化

都市公園施設の長寿命化とは、公園施設の老朽化が進む中で、必要な整備とのバランスを図りながら既存施設に損傷が深刻化する前に老朽化対策を行い、限られた予算の中で計画的・効率的に維持管理を行う取組です。

都市公園施設長寿命化計画を策定しました

- 都市公園*における公園施設(遊具、柵等)については、今後進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図る必要があります。
- このため長寿命化計画を策定し、計画的な公園施設の更新を行うこととしました。
- 今後は、長寿命化計画に基づき、都市公園施設の改築、更新を進めていきます。

対象:104 箇所の都市公園(136.6ha)



損傷が深刻化する前に、老朽化対策を行います。

出典:上越市の主要事業・プロジェクト



修繕前



修繕後

長寿命化計画に基づく修繕事例

全域の取組 土地利用と公共交通網の連携

●本都市計画マスタープランにおけるまちづくりの方針に基づき、土地利用と一体となった公共交通の再編について、事業者、市民の意向を踏まえ、関係分野と連携を図りながら検討します。

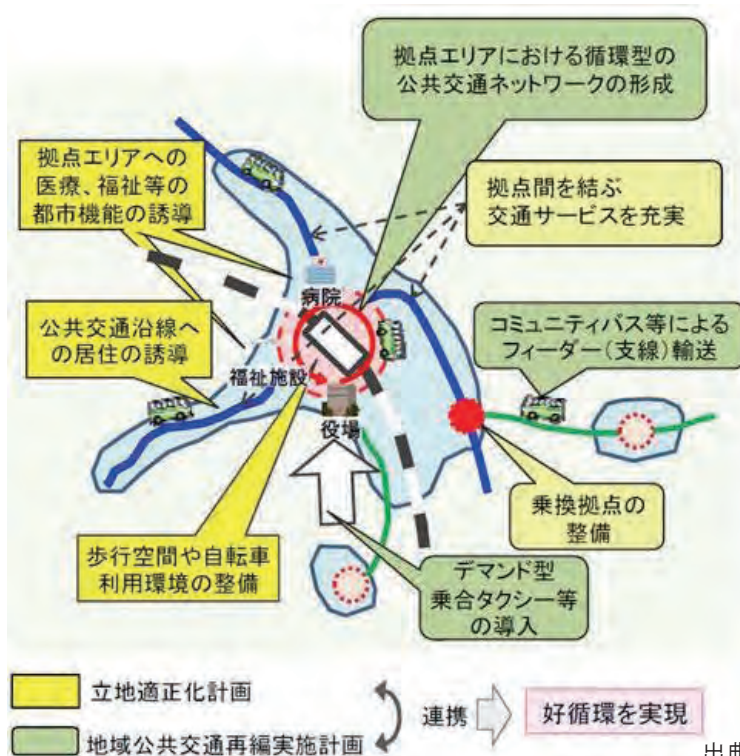
地域公共交通網形成計画(上越市総合公共交通計画)に基づく取組

地域公共交通網形成計画とは 本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上を目標として、地域の望ましい公共交通網の姿を明らかにし、持続可能な地域公共交通網の形成を図り、地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画です。(改正地域公共交通活性化再生法 平成 26 年 11 月施行)

取組のポイント

- ①質の高いサービスを効率的に提供する
 - 各種機能を一定のエリアに集約化し、サービスの効率性を確保した中で、各地域をネットワーク化することにより、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保
- ②新たな価値を創造する
 - 人・モノ・情報の交流・出会いが活発化し、イノベーション*、新たな価値創造につながる。
 - 賑わいを創出し、地域の歴史・文化などの継承・発展にも寄与する。

参照:国土のグランドデザイン 2050



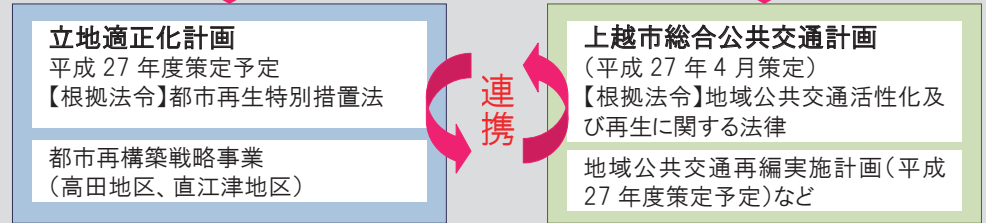
出典:改正地域公共交通活性化再生法(平成 26 年 5 月成立)の概要

地域公共交通再編実施計画とは、地域公共交通網形成計画において、路線の再編等を行う事業(地域公共交通再編事業)に関する事項が定められたときは、地方公共団体は、当該事業が行われる区域内の関係する公共交通事業者等の同意を得て、当該地域公共交通再編事業を実施するための計画

「上越市総合公共交通計画」を策定しました

平成 26 年 5 月より開催してきた上越市地域公共交通活性化協議会での協議を経て、「上越市総合公共交通計画」を策定しました。今後も、上越市総合公共交通計画に基づき、市民、関係分野との連携により土地利用と連携した公共交通網の形成に取り組みます。

上越市都市計画マスタープラン(平成 27 年 7 月予定)
将来都市構造:快適で充実した都市(生活)空間を形成し、各拠点が相互に連携した持続可能な都市構造



上越市総合公共交通計画 【地域公共交通における将来像】
快適な暮らしを支える持続可能な地域公共交通

方針1 市民の日常の生活を支えます。(生活交通の維持・確保)

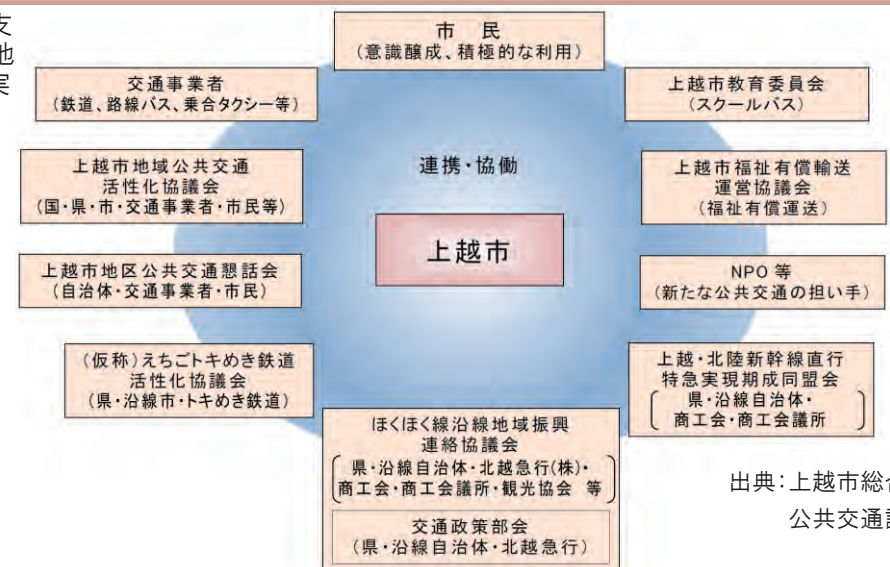
- 運転免許や自家用車を持たないなどの移動制約者*の移動手段を確保する
- 各関係者が連携、協力し、公共交通の利便性の維持・向上に努める
- 利用状況や地域の実情にあわせた効率化、公共交通の再構築

生活交通の維持・確保や利便性の向上に向けた施策	
施策の方向性	施策
1) 運行の改善	a) 路線網の見直し b) 新たな公共交通システム導入の検討 c) ダイヤの見直し d) 運賃制度の見直し e) 停留所・駅の見直し f) 車両の見直し
2) 利用環境の改善	a) 乗り継ぎ環境の改善 b) 予約方法の改善 c) 分かりやすい情報提供の充実
3) 市民の意識醸成	a) モビリティ・マネジメントの実施 b) 利用促進策の企画・実施
4) 市民・行政・公共交通事業者等の協働	a) 関係機関による検討会 b) PDCA サイクルによる評価・改善の実施

方針2 市内外の交流促進を図ります。(二次交通の整備)

- 北陸新幹線の開業にあわせた市内外の交流促進に資する公共交通網整備
- 交通拠点と観光施設等をつなぐ二次交通の整備
- 乗り換えの生じる交通の結節点における魅力づくり

【「快適な暮らしを支える持続可能な地域公共交通」の実現に向けた体制】



出典:上越市総合公共交通計画

全域の取組 地域特性をいかした景観づくり★面

- 上越市らしい特色ある景観の形成・保全を図るため、上越市景観計画(平成 21 年策定)に基づく取組を推進します。また、地域ニーズの変化などを踏まえながら、必要に応じて本都市計画マスタープランに基づき、景観計画区域*、景観づくり重点区域*など計画の見直しを行い、より充実した景観づくりの実現を目指します。
- 上越市景観条例により景観づくり重点区域*に指定している安塚区においては、今後も区域指定を維持し、地域に調和した美しい景観づくりを総合的、計画的に推進します。
- 景観に関する市民への情報提供・意識啓発や、色彩ガイドライン、景観アドバイザー制度の運用などにより、引き続き市民、専門家の方々と協働し、景観づくりに取り組みます。

上越市景観計画の運用

美しい景観を守り育てていくため、平成 21 年に市全域を景観計画区域*とする「上越市景観計画」を策定し、景観の形成・保全に取り組んでいます。
 安塚区では、合併前から景観づくりに積極的に取り組んでいることから、全域を「景観づくり重点区域*」に指定しています。
 上越市としての特徴的な景観を現す一定の範囲や、今後数年の間に都市基盤整備など事業実施が予定されているなど、大きな変動が予想され、景観の保全や規制・誘導が必要とされる区域、また、住民意識の高まりにより、発意があった場合も、「景観づくり重点区域*」としていくことを検討し、その区域の特性をいかしたきめ細やかな景観づくりを図っていきます。

景観づくり重点区域内における行為の届出制度(届出対象区域:安塚区)

届出対象行為

- ・建築物等の新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更
- ・広告物等の設置
- ・面積が 1,000 平方メートルを超える一団の土地の区画形質の変更
- ・市長が認定する樹木の伐採
- ・道路及び道路附帯施設の建設

- 以下の項目について、基準を定めています。
 - ・建築物・工作物の素材及び仕上げ、色、アクセントなど
 - ・道路景観の屋外広告物、自動販売機、道路付帯物など
 - ・水辺景観、環境美化、緑化など

～安塚区の取組～

「NPO 法人雪のふるさと安塚」「やすづか花の会」「きれいなまちを創ろう会」などをはじめ、町内会や自治会、小・中学校においても、市民による景観づくりや環境整備の有志活動が活発で、地域の活性化やコミュニティの醸成などに貢献し、住民の生活に浸透していることから、安塚区全域を「景観づくり重点区域*」に指定しています。

景観づくりの様々な取組

周辺環境に調和した景観形成

●上越市環境色彩ガイドライン

・周囲との調和のとれた美しい景観を守り育てていくために、規模にかかわらず建築物、工作物などの外部の色彩にかかわる行為を行う際の基調色として、推奨する色彩の範囲を定めています。

●景観アドバイザー制度

・周辺環境に調和させるにはどのようなことに配慮したらよいかという視点から、色彩、照明、デザインなどについて、専門家によるアドバイスを実施しています。

《景観アドバイザー制度の活用事例(上越市立東本町保育園)》
 施設の老朽化による再塗装のため、全面的に色彩変更した事例です。(増築部分除く)

住宅地という立地条件に配慮するという観点から、色彩変更に対してアドバイスをを行いました。
 上越市では、毎年市内の小・中学校の耐震や大規模改造工事に合わせてアドバイスを実施しています。



改修前



改修後

市民意識の醸成

●景観情報誌の発行

・上越市の景観資産の共有や、景観づくりに対する市民への意識啓発などを目的として、毎年景観情報誌の「景観」を発行しています。



景観情報誌「景観」(平成 26 年度発行)

●景観セミナーの開催

・市では、年 1 回程度「景観セミナー」を開催し、市民、行政の景観に関する意識向上を図るための場を設けるなど、積極的な取組を行っています。



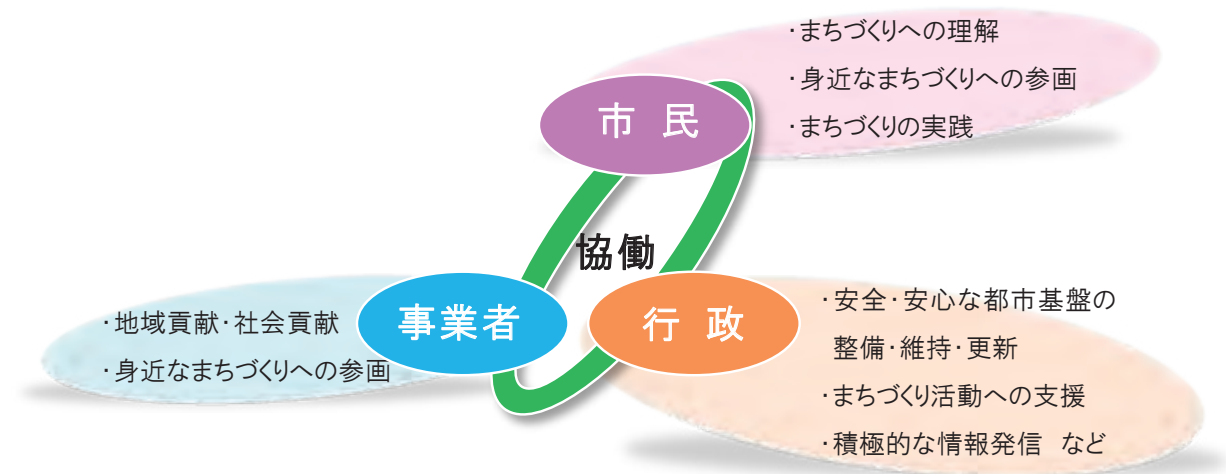
住民参加の景観セミナー
 (安塚・浦川原・大島地域)

2 計画の実現に向けた仕組み

(1) 市民・事業者・行政の『協働』によるまちづくり

～まちづくりの主体の「協働」～

- 将来都市像を実現するため、市民(NPO*などの市民団体を含む)や事業者、行政が、目指す将来都市像や課題を共有し、それぞれの役割に応じて協働しながら、まちづくりを進めます。
- 都市計画マスタープランを実現するためには、様々な分野の多岐にわたる施策と連携する必要があるため、庁内の横断的な連携を取りながらまちづくりを推進します。



各主体の役割と協働のイメージ



★: 都市計画が主体となって進める取組

1) 市民参加の機会充実

- 市民ニーズを踏まえたまちづくりを進めるため、個別分野の計画策定や都市計画の決定・変更などにあたっては、公聴会や説明会、アンケート調査、ワークショップ*、パブリックコメント*などの実施により、市民参加の機会の充実を図ります。
- 今後も市民、事業者、NPO*などの団体と連携・協力し、道路や公園の維持管理をはじめとした様々なまちづくり活動についてソフト*・ハード*面から支援し、活発な住民主体のまちづくりを育みます。

2) 情報発信と意識啓発

- 市民、事業者のまちづくりに対する関心を高めるため、広報紙、ホームページ、パンフレットなどを通じてまちづくりに関する情報発信と意識啓発に取り組みます。

3) 市民・事業者・NPO などへのまちづくり活動の支援

- 市民・事業者・行政を相互につなぎ、地域の主体的なまちづくりにおいて重要な役割を担うNPO法人、地域コミュニティ団体、町内会、消防団などの各種団体のまちづくり活動を積極的に支援します。
- このため、まちづくりに関する相談体制の維持・充実を図るとともに、まちづくり活動を支援するアドバイスや専門家の派遣などの取組を検討します。

4) 都市計画提案制度の活用

- 地域住民の主体的なまちづくりを取り入れるため、都市計画の決定又は変更を地域自らが提案できる都市計画提案制度に関する情報提供や提案内容への助言などを行い、積極的に活用します。

都市計画提案制度

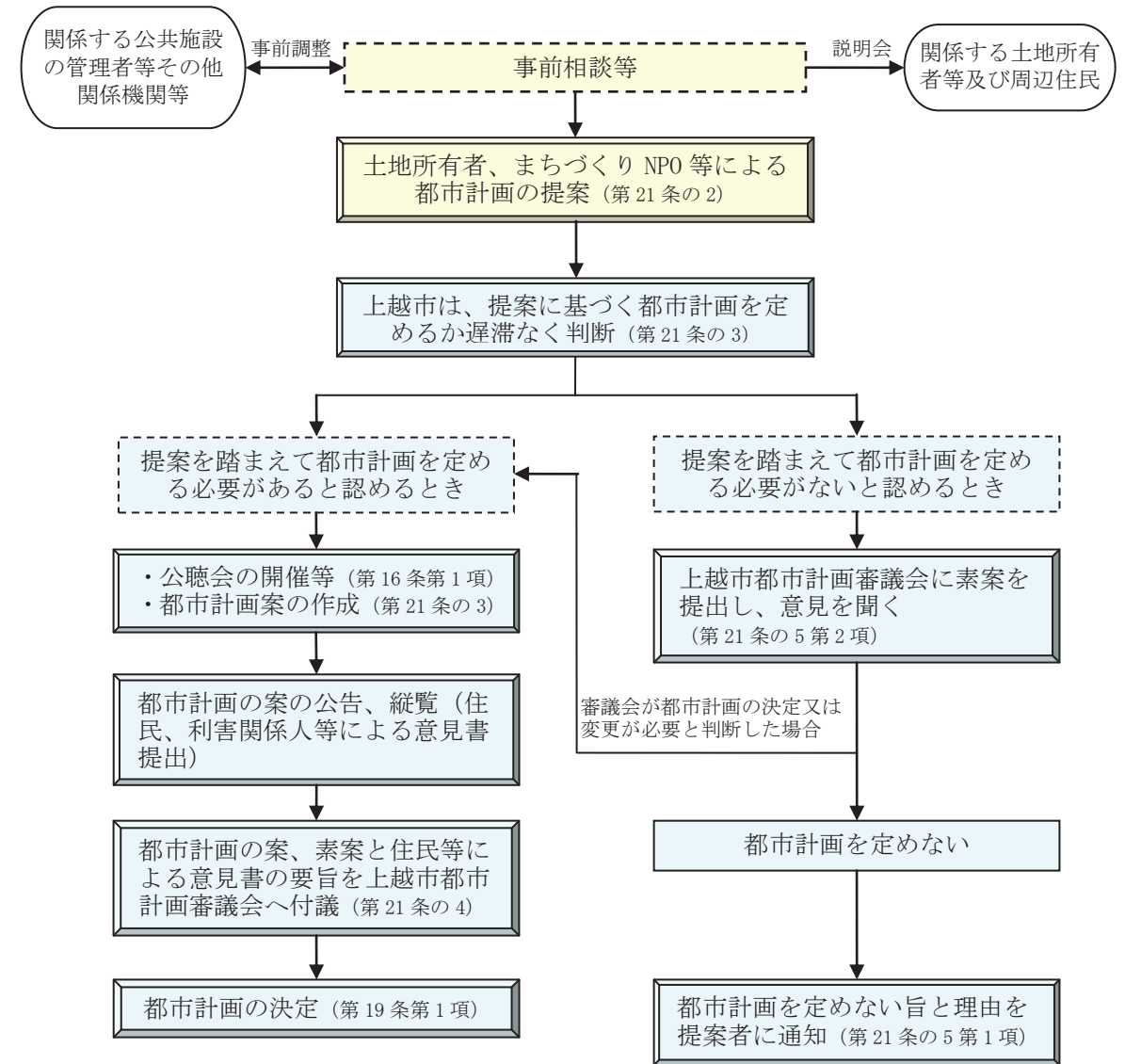
都市計画法第21条の2に基づき住民などによるまちづくりの取組を都市計画に反映させるための制度です。土地の所有者やまちづくりNPO法人などが、都市計画の決定又は変更について提案を行うことができます。
上越市都市計画提案制度実施要綱に基づき、上越市が決定する都市計画の内容(用途地域*等)であれば、全ての計画内容について市に提案することができます。

(提案の要件)

- 一定の面積以上の一体的な区域(原則として0.5ha以上)であること
- 都市計画に関する法令上の基準に適合(第13条等)や都市計画マスタープランなどの上位計画に適合すること
- 提案する区域における土地所有者等の3分の2以上の同意を得ていること(法21条の2第1項及び第3項)

(提案者の要件)

- 提案する区域の土地所有者等(1人又は複数共同)
- まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利法人
- 民法第34条の法人その他の営利を目的としない法人など(法21条の2第2項)



都市計画の決定又は変更に関する提案の流れ

5) 関係機関(国・県・周辺市町村)との連携・調整

- 広域的な都市計画に影響を与える市町村間の調整事項については、本都市計画マスタープランに沿った考え方にに基づき、連携・調整を図ります。
- 広域ネットワークや観光周遊活性化などにおいて、連携・協力を働きかけ、国・県・周辺市町村との役割分担のもと進めていきます。

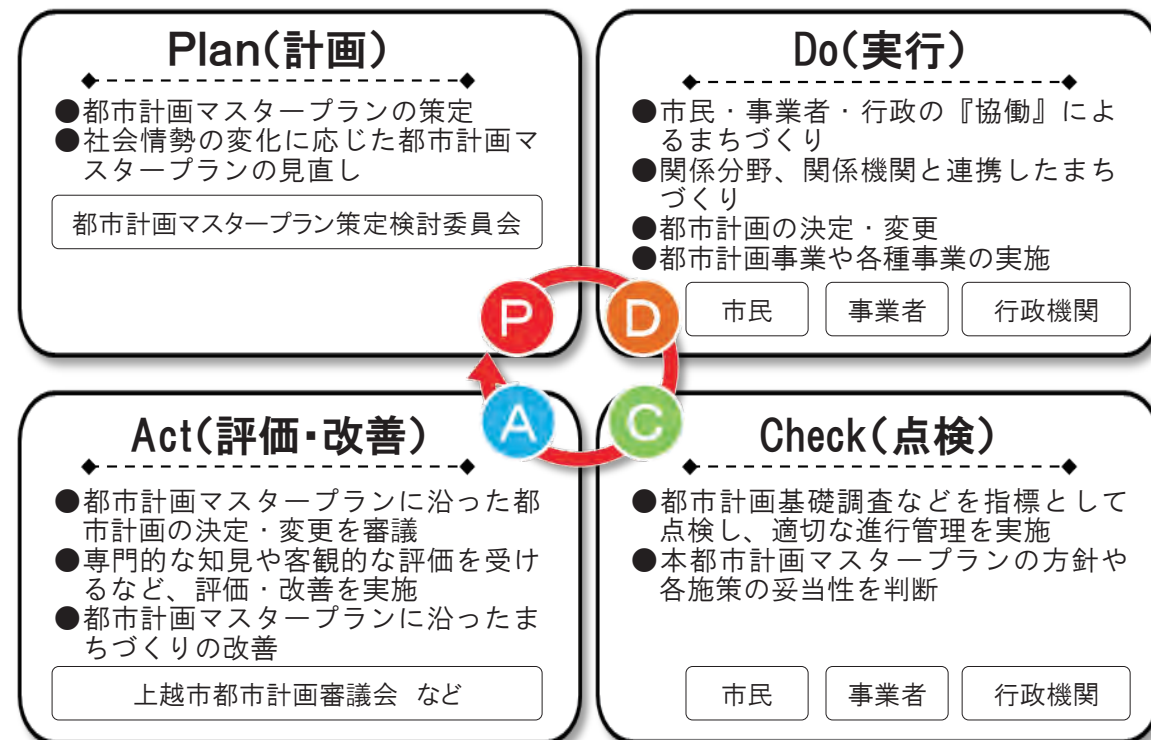
6) 分野横断的な連携体制のもとでのまちづくり推進(庁内)

- 本計画が都市計画の総合的な指針として機能するためには、都市計画はもとより産業、環境、福祉、教育・文化、観光、防災などの各分野と連携し、総合的かつ計画的に事業・施策を展開していくことが必要です。
- 庁内の分野横断的な連携体制の確立を図り、本都市計画マスタープランとの整合を図りながらまちづくりを推進します。

(2) 計画の進行管理と見直し

～より良いまちづくりの「展開」～

- 都市計画基礎調査*や国勢調査をはじめとした各種統計データを踏まえた点検により、まちづくりの過程を適切に進行管理し、社会経済情勢の変化などを踏まえて本都市計画マスタープランに基づくまちづくりの取組を客観的に評価します。
- 都市計画基礎調査*の結果や総合計画と整合を図りながら、必要に応じて計画の見直しを行い、より良いまちづくりへと展開します。



1) 都市計画の決定・変更 Do(実行)

- ・市街化区域*と市街化調整区域*の区域区分、各種用途地域*の指定など、土地利用や建築物などの適切な規制・誘導などにかかわる事項の決定・変更にあたっては、本都市計画マスタープランの方針に沿って進めます。(法第18条の2)
- ・道路・交通、公園などの都市施設*に関する都市計画の決定又は変更、都市施設*の整備など、具体的な都市整備事業の実施についても、本都市計画マスタープランの方針に沿って進めます。
- ・部門別計画の見直しや、まちづくりの各種事業の実施にあたっては、本都市計画マスタープランとの整合を図り、総合的・一体的にまちづくりを進めます。

2) 関係者との調整・連携 Do(実行)

- ・土地利用、道路、公園、公共交通、防災、環境、観光など、分野横断的なまちづくりに

おいては、本都市計画マスタープランの方針との整合を図り、各分野の関係者と調整・連携しながら進めます。

3) まちづくりの過程の進行管理 Check(点検)

- ・都市計画基礎調査*や国勢調査をはじめとした各種統計データを踏まえ、都市計画基礎調査*を定期的実施します。
- ・都市計画基礎調査*の結果や社会経済情勢の変化などを踏まえ、定期的に本都市計画マスタープランの方針や各施策の妥当性を判断し、まちづくりの過程を適切に進行管理します。
- ・指標となる都市計画基礎調査項目についても、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

表 点検指標(都市計画基礎調査)

人口・世帯数	人口規模、住宅の所有関係別世帯数、住宅の建て方別世帯数など
土地利用	市街地区区分図、地区区分図、地区概要調書、市街化区域等の変遷状況、人口集中地区(DID)の変遷状況、法適用状況、土地利用現況、非可住地現況、農地転用状況(調書)、農林漁業関係施策適用状況など
住宅	最近5年間宅地開発状況、大規模宅地開発状況、世帯・人口あたりの延床面積など
人の動き	通勤・通学移動、買物利用動向調書など
産業	産業分類別就業者数、事業所数・従業者数・売上金額等、農業産出額等調書など
建物・都市施設等	建物用途現況図、大規模小売店舗等の立地状況、公共公益施設分布状況、都市施設の位置、内容等、防災拠点・避難所の位置など
災害	災害リスク情報など

4) 都市計画マスタープランの見直し Act(評価・改善)

- ・都市計画マスタープランは、計画期間が長期にわたることから、社会経済情勢の変化や市民ニーズの変化などに応じて見直しを行うことが必要です。
- ・点検・評価結果を踏まえ、総合計画と整合を図りながら、具体のまちづくり施策・事業などが本都市計画マスタープランで示す方針に沿って進んでいるかどうかを判断しつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。
- ・見直しにあたっては、点検結果を広く市民に情報公開するとともに、計画目標年次の中間段階において、専門的な知見や客観的な評価を受ける場を設けるなど本都市計画マスタープランの見直し体制を整え、計画の改善を進めます。